

年収「130万円の壁」による働き控え解消へ

令和7年7月からキャリアアップ助成金に新コース

厚生労働省は4月11日、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案について意見募集を開始した。健康保険の被扶養者認定基準である年収

「130万円の壁」による働き控えへの対応として、短時間労働者等が新たに社会保険の適用となる際に、労働時間の延長や賃上げ等によって収入を増加させた事業主への助成金を新設する。同省は、令和7年6月を目途に省令を公布し、7月1日から施行する予定だ。

「短時間労働者労働時間延長支援コース」新設

新設されるのは、キャリアアップ助成金の短時間労働者労働時間延長支援コース。令和7年度予算で63億円が計上されている。

現行では、短時間労働者等の賃金が月額8.8万円（年収106万円相当）を超えて社会保険に適用される際、保険料負担によって手取り収入が適用前より下がらないよう、労働時間の延長または賃上げとの組み合わせにより、収入を増加させた事業主に労働者1人当たり最大50万円を助成するキャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」がある。今般の省令改正は、同様の枠組みで年収「130万円の壁」にも対応した助成金を設けるもので、令和7年度予算成立に向けた自由民主党、公明党、日本維新の会による政党間協議において、令和7年度中からキャリアアップ助成金による措置の拡充が合意されていた。

社会保険適用時処遇改善コースは令和8年3月31日までの暫定措置であるが、新たな助成金も当分の間の暫定措置とする。

助成額は1人当たり最大75万円

助成対象として想定されるのは表1のとおり。年収「130万円の壁」は、壁を超えるに当たって社会保険の保険料負担の増加額が「106万円の壁」に比して大きいことから、労働者の収入を増

加させるための労働時間の延長幅や、必要となる賃金増加幅も、既存の社会保険適用時処遇改善コースより大きく設定されている（表2参照）。このため、助成額も1人当たり最大75万円（小規模企業の場合）と、現行（最大50万円）よりも大きい。なお、支給申請上限人数はない。

表1 助成対象と事業主の対応イメージ

第3号被保険者の類型	事業主の対応
①従業員50人超の企業で週20時間未満働く場合（年収106万円以上130万円未満）	労働時間の延長等により週20時間以上とし、被用者保険に移行させる事業主を支援
②従業員50人以下の企業で働き、被用者保険に加入していない場合	労働時間の延長等により週30時間以上（4分の3以上）とし、被用者保険に移行させる事業主を支援
③被用者保険非適用事業所で働く場合	労使合意により被用者保険の対象となる事業主を支援

表2 要件と助成額（案）

要件（1年目）		1人当たり助成額
所定労働時間の延長	賃上げ	大企業 30万円 中小企業 40万円 小規模企業 50万円
5時間以上	—	
4時間以上5時間未満	5%以上	
3時間以上4時間未満	10%以上	
2時間以上3時間未満	15%以上	

※複数年度をかけて上記要件を満たす場合も対象

※小規模企業は常時雇用する労働者数が30人以下

要件（2年目）		1人当たり助成額
労働時間をさらに2時間以上延長		大企業 15万円 中小企業 20万円 小規模企業 25万円
基本給をさらに5%以上増加または昇給、賞与、退職金制度の適用		

※被用者保険適用後、1年目と2年目で比較

出典：月刊社労士2025.5

特定社会保険労務士 中島康之